

# 師崎商工会 キッチンカー有償貸与規程

師 崎 商 工 会

令和4年4月25日理事会承認



## 師崎商工会 キッチンカー有償貸与規程

令和4年4月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、師崎商工会（以下「本会」という。）の会員事業所・団体等が、商品販売及びPR活動の促進を図るため、食品の調理等を目的とした設備を備えた車両（以下「キッチンカー」という。）を会員へ貸与することについて、必要な事項を定める。

(貸与自動車)

第2条 貸与するキッチンカーは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の種類 特殊用途自動車（自動車登録番号： ）
- (2) 付帯内容 東京海上日動火災保険（対人・対物無制限、人身500万円、車両保険無）

(被貸与者)

第3条 キッチンカーの貸与を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、事業の実施に必要な許可等を得ているものとする。

- (1) 本会の会員
  - (2) 前号に掲げるもののほか、本会の会長が特に認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものには、貸与しないものとする。
- (1) 法令又は公序良俗に反する事業を行おうとするもの
  - (2) 違法な活動を支援又は助長する、又はその恐れがある事業を行おうとするもの
  - (3) 政治結社、宗教団体、暴力団その他反社会的勢力に関する事業を行おうとするもの
  - (4) マルチ商法、無限連鎖商法に関する事業を行おうとするもの
  - (5) 関係法令の規定によりキッチンカーの使用に制限を受けるもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、本会が不相当と判断する事業を行おうとするもの

(使用用途)

第4条 キッチンカーの貸与は、次に掲げる用途に限るものとする。

- (1) 各種イベント等において、会員事業所の商品販売を行う事業
- (2) 各種イベント等において、会員事業所のPR活動を行う事業
- (3) 新商品の試験販売又は市場調査等を行う事業
- (4) 災害時利用、防災意識向上の為の事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会が特に必要と認めた用途

(申請及び決定)

第5条 貸与を受けようとするものは、貸与を受けようとする日の7日前までに、キッチンカー貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を本会に提出しなければならない。なお、申請書は貸与を受けようとする日が属する月の3月前から先着順で受け付けるものとする。なお、申請期間内に本会が使用を予定している場合は、これを優先する。

2 貸与を受けようとするものが、前項の申請書を提出するときは、事前に営業等を行う場所を所管する保健所等と協議し、必要な手続きを行わなければならない。

3 本会は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、キッチンカー貸与決定（却下）通知書（様式第1号）により、貸与を受けようとするものに通知するものとする。

#### (貸与条件)

第6条 貸与条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸与は、原則として、1回半日とし、ひと月の回数制限は設けない。
- (2) 貸与の決定を受けたもの（以下「借受者」という。）は、キッチンカーを転貸しないこと。
- (3) 借受者は、食品衛生責任者を選定し、衛生上の管理を行うこと。
- (4) 借受者（借受者とともに第4条に定める事業に従事するものを含む。）が細菌、ウイルスなどの病原体による感染症に感染していないこと。
- (5) 運営管理等に必要な消耗品等は、借受者が用意すること。
- (6) 借受者が不特定多数の者に販売する営業目的で利用する場合は、食品営業賠償保険等の生産物賠償責任保険（PL保険）に加入する。
- (7) 返却の際、車内の設備を原状に復し、燃料を補充すること。
- (8) 返却の際、本会が指定する日時、場所で検査を受け、キッチンカー運行日誌・実績報告書（様式第2号）を提出すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、関係法令、本会関係約款及び本会が指示する事項を遵守すること。

#### (使用料金)

第7条 使用料金は、次のとおりとする。

- (1) 貸与について、使用料金は別表に定めるとおりとする。
- (2) 申請者からの申し出があった場合、利用の目的と内容を勘案して、本会が判断し、使用料金を減額または免除することができる。

#### (運営管理)

第8条 借受者は、キッチンカーの運行及び運営管理等に関して自主的かつ責任を持って実施するものとする。

#### (貸与の取消し)

第9条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キッチンカーの貸与の決定を取り消すことができる。この場合において、借受者に損害が生ずることがあっても本会は一切責任を負わない。

- (1) 借受者が貸与の解除を申し出たとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) キッチンカーの運行及び運営管理等に関して、この規程の趣旨にそぐわない利用等があると認められたとき。
- (4) キッチンカーの事故、故障等により、キッチンカーを貸与することができなくなったとき。

#### (事故報告等)

第10条 借受者は、キッチンカーにより事故が生じたときは、直ちに本会が指定する損害保険会社に連絡し、本会にキッチンカー事故届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 借受者は、キッチンカーに損傷を与えたとき、キッチンカーが故障したとき又はキッチンカーが盗難にあったときは、直ちに本会にキッチンカーき損等届出書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 3 借受者が貸与期間中にキッチンカーに関し、道路交通法に定める違反等をしたときは、直ちに会長へ報告するとともに、借受者は違反等をした地域を管轄する警察署に出頭し、

直ちに自ら違反に係る反則金又は罰金等を納付し、かつ、当該違反に伴い発生した諸費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第11条 前条各項の場合においては、損害額（本会及び借受者が加入する保険の補償限度額を超える部分をいう。）は、借受者が負担する。

2 前条各項の場合において、本会が損害額を支払ったときは、借受者は直ちにその支払額を本会に支払うものとする。

3 借受者は、キッチンカーを損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、本会の会長が特別の事由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(その他)

第12条 この規程で定めるもののほか、キッチンカーの貸与に関し必要な事項については本会で協議し決定する。

附 則

この規程は、令和4年7月4日から施行する。

別 表

師崎商工会キッチンカー使用料基準

区 分	1回半日につき	
	会 員	非会員
使用料金 キッチンカー (車種名)	税別3,000円	税別50,000円

- ※ 1日は、午前8時から午後5時までの間とする。  
ただし、この時間内に返却出来ない場合は、翌日の午前8時から午後5時までの間に返却するものとし、1日分加算となる。

師崎商工会 あて

申請者 団体名  
氏 名  
住 所  
電話番号

師崎商工会キッチンカー有償貸与申請書

キッチンカーの貸与を受けたいので、師崎商工会キッチンカー有償貸与規程第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

利用者名	※利用者が法人又は団体の場合は、代表者名も併せて記入してください。		
住 所		連絡先	
利用日時	年 月 日 時 分から	月 日 時 分まで	
貸与期間	年 月 日 時 分から	月 日 時 分まで	
利用目的			
利用場所			
運転者名		利用者との続柄	
食品衛生責任者		連絡先	
※減免希望			

<添付書類>

- 運転免許証の写し
- 食品衛生責任者の証明書の写し
- 食品営業賠償保険等の生産物賠償責任保険（PL 保険）の写し（不特定多数の者に販売する場合）
- 保健所の許可書の写し又は臨時食品取扱施設開設届等の写し（営業許可申請書類等）

（師崎商工会記入欄）

年 月 日

様

師崎 商工会

師崎商工会キッチンカー有償貸与決定（却下）通知書

上記、師崎商工会キッチンカーの貸与について、下記のとおり通知します。

1	キッチンカーの貸与を許可します。	（※ 減額 ・ 免除 ）
2	キッチンカーの貸与を却下します。	

様式第2号（第6条関係）

回覧	会長	局長	職員	主務者
	開始	年 月 日		備考
	終了	年 月 日		

キッチンカー 運行日誌・実績報告書

運行日	年 月 日（ 曜日） ～ 年 月 日（ 曜日）			
借受者名			借受者連絡先	
運転者名			運転者連絡先	
利用目的	(例：参加イベント名等)			
利用場所				
取扱品目 販売価格 等	非営利目的			
	営利目的	商品名	販売単価	販売予定数
走行距離	仮受時メーター	km	返却時メーター	km
事故等の有無		有り ・ 無し	交通違反等	有り ・ 無し
備考	特記事項など			

師崎商工会 あて

届出者 団体名

氏名

住所

電話番号

師崎商工会キッチンカー 事故届出書

事故発生日時	年 月 日		午前	時	分	午後
事故発生場所	届出 警察署					
事故の種類別	転覆・転落・衝突・接触・火災・踏切・死傷・その他( )					
天候	晴・曇	雨・雪・霧	交通状況	混雑・普通	閑散	明暗
道路状況	舗装 { してある / してない }	歩道(両・片)	{ ある / ない }	直線・カーブ		
	平坦・坂	見通し { 良 / 悪 }	{ 良 / 悪 }	積雪路・凍結路		
信号又は標識	信号 { ある / ない }	駐停車禁止	{ されている / されていない }	その他標識		
速度	甲車両	Km/h(制限速度	Km/h)	乙車両	Km/h(制限速度	Km/h)
甲(当方)	運転者氏名・所属					
	免許証関係	番号	交付日	.	.	種別
	車両関係	車種	車名・型式	登録番号		
	契約保険会社名(自賠責)	保険証明書番号	期間	自	.	.
	契約保険会社名(任意)	保険証明書番号	期間	自	.	.
	被害の程度	病名 物損	治療 日数	日間	病院名 TEL	
乙(相手方)	住所 TEL					
	職業・氏名 ( 歳)					
	勤務先 TEL					
	免許証関係	番号	交付日	.	.	種別
	車両関係	車種	車名・型式	登録番号		
	契約保険会社名(自賠責)	保険証明書番号	期間	自	.	.
	契約保険会社名(任意)	保険証明書番号	期間	自	.	.
	保険契約者住所氏名					
被害の程度	病名 物損	治療 日数	日間	病院名 TEL		
事故の原因及び状況						

事故現場の略図 当方の車  歩行者  発生前の進路  N  
 (くわしく記入のこと) 相手方の車  発生後の進路  4

道路の幅員、車幅、路面の状況を詳細に記入のこと。

示  
談  
メ  
モ

要求される金額：

請求する金額：

結果

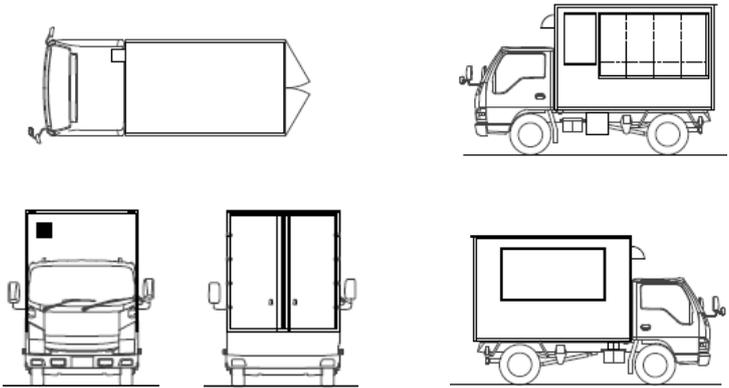
師崎商工会 あて

届出者 団体名  
氏名  
住所  
電話番号

師崎商工会キッチンカー き損等届出書

師崎商工会キッチンカーを使用中(き損・亡失)しましたので、師崎商工会キッチンカー有償貸与規程第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

車	両	
き損又は亡失の日時	日 時	年 月 日 時 分
日時場所	場 所	
き損又は亡失の状況	<p>※ き損又は亡失した所に○を付けてください。</p>  <p>※ き損又は亡失の状況を具体的に記入してください。</p>	
補償方法		
備考		